

タイ国内における新型コロナウイルス感染症（２）

～ これまでの経緯 ～

タイでは最初の非常事態宣言が 2020 年 3 月 26 日に発出されて以降、現在に至るまでおよそ 1～2 ヶ月毎に期間が延長され、2021 年 7 月 23 日には 13 回目の延長が決まりました。今年の 3 月までほとんど確認されていなかった新規感染者が 4 月に入り増加傾向を示し、6 月末に 1 日の新規感染者数が 5,000 人を超えると、その後急激に感染が拡大。7 月後半には連日 1 万人を超え始め、2 万人が目前となっています。現在までの状況は下記の通りですが、新規感染者数が過去最多を更新し続けているなか、今後のタイ政府の動向が気になるところです。

2020 年	
3 月 15 日	感染者数累計が 100 人を突破
3 月 16 日	タイエアアジアが日本路線を運休
3 月 17 日	ソンクラン祝日（4 月 13 日～15 日）の延期決定 バンコク都告示第 1 号（施設の暫定的な閉鎖）／3 月 18 日から 3 月 31 日まで
3 月 18 日	学校等の休校、バンコク及び周辺県の娯楽施設閉鎖
3 月 21 日	バンコク都告示第 2 号（バンコク都内の人々が集う施設閉鎖の一部修正）／3 月 22 日から 4 月 12 日まで タイ内務省はバンコク都と同様にバンコク都近隣 5 県において人々が集う施設を閉鎖 ノンカイ県知事による国境管理事務所等の出入国制限 ウボンラチャタニ県知事による国境管理事務所の入出国制限
3 月 22 日	タイエアアジアが国際線全線を運休
3 月 23 日	タイ国内全ての陸上国境（17 県内 18 カ所）の原則封鎖 タイ各県における各施設の閉鎖
3 月 25 日	外交使節団や労働許可証を有する者等を除く外国人の入国を禁止 タイ航空が欧州路線以外の国際線を運休 全ての国立公園を閉鎖
3 月 26 日	非常事態宣言 ／3 月 26 日から 4 月 30 日まで
3 月 27 日	バンコク都告示第 4 号 県境を越えた移動の中止もしくは延期の勧告及びバンコク近郊の検問所の設置
3 月 29 日	プーケット県知事による陸海路封鎖／4 月 30 日まで
3 月 31 日	ノンタブリ県等における夜間外出の抑制
4 月 1 日	バンコク都告示第 5 号（コンビニ等の夜間営業禁止及び公園の閉鎖） タイ航空が欧州路線のほぼ全線を運休 タイエアアジアが国内線を全線運休 タイ国鉄が長距離路線のうち 22 路線を運休
4 月 2 日	タイ保健省によるタイへの渡航者に対する検疫措置の強化
4 月 3 日	夜間外出禁止令（22 時から翌 4 時まで） タイ行き航空機の飛行禁止措置／4 月 4 日から 4 月 6 日まで
4 月 6 日	タイ行き航空機の飛行禁止措置を 4 月 18 日まで延長
4 月 9 日	バンコク都告示第 6 号（酒類の販売禁止等）／4 月 10 日から 4 月 20 日まで プーケット空港の運行禁止／4 月 30 日まで
4 月 15 日	タイ行き航空機の飛行禁止措置を 4 月 30 日まで再延長
4 月 20 日	バンコクの酒類販売禁止を 4 月 30 日まで延長
4 月 27 日	タイ行き航空機の飛行禁止措置を 5 月 31 日まで再延長
4 月 28 日	非常事態宣言 及び夜間外出禁止令を 5 月 31 日まで延長
4 月 30 日	プーケット空港の運行禁止期間を 5 月 15 日まで延長
5 月 15 日	プーケット空港における運行禁止措置解除の撤回
5 月 16 日	タイ行き航空機の飛行禁止措置を 6 月 30 日まで再延長
5 月 17 日	夜間外出禁止令の 1 時間短縮（23 時から翌 4 時まで）及び施設や活動に関する規制緩和
5 月 26 日	非常事態宣言 を 6 月 30 日まで延長

6 月 1 日	夜間外出禁止令の 1 時間短縮（23 時から翌 3 時まで） 県境をまたいだ移動に関する制限の緩和や日常生活の維持に重要な各種施設に関する追加緩和
6 月 15 日	夜間外出禁止令の解除 日常生活に関わるほぼ全ての施設や活動を各種感染予防措置を実施するとの条件下で再開
6 月 30 日	非常事態宣言 を 7 月 31 日まで延長 学校等の再開、各種施設及び活動の再開
7 月 31 日	非常事態宣言 を 8 月 31 日まで延長
8 月 28 日	非常事態宣言 を 9 月 30 日まで延長
9 月 29 日	非常事態宣言 を 10 月 31 日まで延長
10 月 28 日	非常事態宣言 を 11 月 30 日まで延長
11 月 23 日	非常事態宣言 を 2021 年 1 月 15 日まで延長
12 月 17 日	日本など 56 カ国・地域を対象にビザなし 30 日間滞在許可する方針決定（14 日間隔離あり） バンコクの西隣サムットサコーン県内の海産市場において新型コロナウイルス感染者発見
12 月 19 日	タイ保健省がサムットサコーン県における 548 名の新規感染者を発表 → サムットサコーン県による緊急会見 サムットサコーン県における制限措置／2021 年 1 月 3 日まで
12 月 20 日	サムットサコーン県における大規模クラスター発生を受けバンコク都による緊急会見
12 月 25 日	国内感染拡大状況を受けた対応策基本方針
12 月 30 日	チョンブリ県バーンラムン郡（パタヤ特別市含む）における規制措置
2021 年	
1 月 1 日	バンコク都告示第 15 号（施設の一時閉鎖）
1 月 3 日	高度管理地域における措置の基本方針発表 バンコク都を含む 28 都県を高度管理地域に指定 シラチャ郡にて日本人 4 名のコロナ感染を確認 → シラチャ郡役場がシラチャ郡に在住及び訪問の日本人に対して 14 日間の自主隔離を要請
1 月 4 日	バンコク都告示第 16 号（感染予防措置）
1 月 5 日	非常事態宣言 を 2 月 28 日まで延長 タイ東北部複数県がレッドゾーン 28 都県からの越境者を 14 日間の隔離措置 タイ観光庁が国内旅行振興を停止
1 月 6 日	タイ内務省告示 「厳重な高度管理地域 5 県の越境にかかる審査規則」 「高度管理地域、管理地域、高注意地域についての越境審査ガイドライン」
1 月 21 日	バンコク都告示第 17 号（施設の一時的閉鎖の緩和）
1 月 29 日	各県を感染状況に応じて 5 つのゾーンに再分類
1 月 30 日	バンコク都告示第 18 号（都内での措置）
2 月 2 日	バンコク都告示第 19 号（バンコク西部に位置する 3 区における閉鎖施設の追加規制）
2 月 22 日	管理地域、高度監視地域及び監視地域と定める各県のゾーニングを見直し
2 月 23 日	非常事態宣言 を 3 月 31 日まで延長 バンコク都告示第 20 号
3 月 23 日	ソンクラン期間中の新型コロナウイルス防疫措置
3 月 30 日	非常事態宣言 を 5 月 31 日まで延長
4 月 5 日	バンコク都告示第 22 号（施設の追加的閉鎖措置）
4 月 6 日	国内複数県においてバンコク都を含む 5 県からの入境者に対する隔離措置等を義務付け
4 月 9 日	感染が確認されたまたは感染リスクのある都県のリストを公表 → バンコク都を含む全国 41 都県におけるパブ、バー、カラオケ等娯楽施設の閉鎖等 バンコク都告示第 23 号（娯楽施設の閉鎖）
4 月 16 日	タイ外務省から当地各国外交団等宛てに協力要請（県を跨る旅行の回避等） 国内全都県を感染状況に応じて 2 つのゾーン（最高度管理地域および管理地域）に再分類
4 月 17 日	バンコク都告示第 24 号（バンコク都内における閉鎖施設の追加規制）
4 月 25 日	バンコク都告示第 25 号（バンコク都内における施設の一時的閉鎖）／5 月 9 日まで バンコク都外出時の常時マスク着用義務付け（罰則規定：2 万バーツ以下の罰金）
4 月 29 日	国内全都県を感染状況に応じて 3 つのゾーン（最高度厳格管理地域、最高度管理地域及び管理地域）に再分類

4 月 30 日	バンコク都告示第 26 号（「バンコク都告示第 25 号」内容更新）／5 月 1 日から 5 月 9 日まで
5 月 7 日	バンコク都告示第 27 号／施設の閉鎖や管理に関する措置の適用期間を 5 月 17 日まで延長
5 月 15 日	感染状況に応じたゾーン分けの変更（防疫措置の一部緩和） → アルコール飲料の提供は引き続き全国的に不可
5 月 16 日	バンコク都告示第 29 号（施設の閉鎖の一部緩和）
5 月 25 日	非常事態宣言 を 7 月 31 日まで延長
6 月 1 日	バンコク都告示第 31 号／施設の閉鎖・管理に関する措置の適用期間を 6 月 14 日まで延長
6 月 12 日	1 日の新規感染者数 3 千人を超える
6 月 14 日	バンコク都告示第 32 号（施設の閉鎖等の一部緩和）／6 月 30 日まで
6 月 18 日	感染状況に応じたゾーン分けの変更（防疫措置の一部緩和）
6 月 20 日	バンコク都告示第 33 号（施設の閉鎖等の一部追加緩和）
6 月 22 日	1 日の新規感染者数が 4 千人を超える
6 月 26 日	感染拡大状況に応じたゾーニングを見直し 「最高度厳格管理地域」における施設の閉鎖や防疫措置の強化
6 月 27 日	バンコク都告示第 34 号（規制措置の強化）／6 月 28 日から 7 月 27 日まで
6 月 28 日	1 日の新規感染者数が 5 千人を超える
7 月 2 日	1 日の新規感染者数が 6 千人を超える
7 月 8 日	1 日の新規感染者数が 7 千人を超える
7 月 10 日	国内のゾーン区分を変更 人の移動の制限等を強化 バンコク都告示第 36 号（都内における防疫措置の強化等）／7 月 12 日から
7 月 17 日	国内のゾーン区分を変更 人の移動の制限等を強化 1 日の新規感染者数が 1 万人を超える
7 月 18 日	1 日の新規感染者数が 1 万 1 千人を超える
7 月 19 日	バンコク都告示第 37 号（都内における防疫措置の強化等）／7 月 20 日から 8 月 2 日まで
7 月 21 日	バンコク都告示第 38 号（都内における防疫措置の強化等）／7 月 23 日から 8 月 2 日まで 1 日の新規感染者数が 1 万 3 千人を超える
7 月 23 日	非常事態宣言 を 9 月 30 日まで延長 1 日の新規感染者数が 1 万 4 千人を超える
7 月 25 日	1 日の新規感染者数が 1 万 5 千人を超える
7 月 28 日	1 日の新規感染者数が 1 万 6 千人を超える
7 月 29 日	1 日の新規感染者数が 1 万 7 千人を超える
7 月 31 日	1 日の新規感染者数が 1 万 8 千人を超える

大阪産業局タイビジネスサポートデスク（Asia Alliance Partner Co.,Ltd.）

タイ事務所：1 Vasu 1 Building, 12th Floor and Room 502, 5th Floor, Soi sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110 Thailand

ホームページ：<https://www.aapth.com>

TEL：+66)2-261-8182

FAX：+66)2-261-8183

タイ経済指標（6 月）

項目	単位	2018	2019	2020	2021
GDP 成長率	前年比ベ（%）	4.2	2.4	-6.2	-2.6（1～3 月）
人口*	千人	67,869	68,021	68,152	68,161（1 月）
労働者の数*	千人	38,353	38,207	39,451	38,750（3 月）
失業率**	%	1.06	0.99	1.62	1.96（3 月）
最低賃金*	バンコク チョンブリー アユタヤー ラヨーン	325	325	331	331
		330	330	336	336
		320	320	325	325
		330	330	335	335
賃金：全国製造業の平均	パーツ	12,831	13,131	13,562	13,388（3 月）
インフレ率**	前年比ベ（%）	1.06	0.71	-0.84	0.85（5 月）
中央銀行政策金利*	%	1.75	1.25	0.50	0.50（6 月）
普通貯金率**	%	0.47	0.47	0.31	0.25（6 月）
ローン金利（MLR）**	%	6.32	6.29	5.60	5.42（6 月）
SET 指数*	1975 年：100	1,563.8	1,579.84	1,449.35	1587.79（6 月）
パーツ／100 円**	パーツ	29.26	28.48	29.33	28.64（6 月）
パーツ／米ドル**	パーツ	32.31	31.05	31.29	30.81（6 月）
円／米ドル**	円	110.4	109	106.8	107.7（6 月）
車販売台数（1 月からの累計）	台数	1,041,311	1,019,602	779,857	328,383（5 月）
B0I 認可プロジェクト	件数	1,469	1,500	1,501	452（1～3 月）
B0I 認可プロジェクト金額	10 億パーツ	549.48	447.36	361.41	100.11（1～3 月）

*期末、**平均